

◆福生市社会福祉協議会(南田園)
2-13-1 福祉センター内)☎552-2121 Fax553-7532
ボランティアの育成や障害者の移送サービス、生活福祉資金の貸し付けなどを担当しています。



◆東京都心身障害者福祉センター
(新宿区戸山3-17-2)
☎03-3203-6141 Fax03-3203-6185
同多摩支所(国立市富士見台
2-1-1)☎573-3311 Fax576-5295
身体障害者手帳や愛の手帳の診断・判定及び発行、補装具・更生医療の判定のほか障害者(児)の医療・

教育・職業・生活などの総合的相談に応じています。(更生医療は本所のみ)
◆立川児童相談所(立川市曙町
3-10-9)☎523-1321 Fax526-0150
18歳未満の児童に対する児童施設への入所措置、愛の手帳の判定などをを行います。

市役所以外の
相談窓口

◆心身障害者扶養年金
あらかじめ掛け金を納めると、障害者の保護者が死んだ場合などに年金を支給。
◆心身障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成。
◆身体障害者手帳1級、2級の内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費を助成。
◆更生医療
身体に障害がある方が、障害の程度を軽くしたり、取り除いたりするための医療費を助成。
◆心身障害者(児)医療費
身体障害者手帳1級、2級の内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成。
◆心身障害者扶養年金
あらかじめ掛け金を納めると、障害者の保護者が死んだ場合などに年金を支給。
◆心身障害者手帳1級、2級(内部障害は3級)または愛の手帳1、2度の方の医療費の一部を助成。
◆心身障害者扶養年金
あらかじめ掛け金を納めると、障害者の保護者が死んだ場合などに年金を支給。
◆特別障害者手当
【対象】20歳未満で心身に著しい障害があり、常時特別な介護が必要と認められた方。
◆東京都重度心身障害者手当
【対象】原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が3級以上あるいは、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。
◆住宅家賃助成
身体障害者手帳1級・2級または愛の手帳1度・2度の上住所を有する方で、身体障害者は手帳3級以上(内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で歩行困難)の方及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一部を助成。
◆心身障害者タクシー利用
券給付事業
【対象】身体障害者手帳2級以上の方(内部、下肢、体幹機能障害は3級以上)や愛の手帳2度以上の方、進行性筋萎縮症、脳性マヒの方で、車いすの方は4度以上の方の運転免許取得に必要な経費(ガソリン費用助成を受けている方は除く)。

障害者の有料道路割引制度が改正されました

現在、該当する身体・知的障害者の方に有料道路の割引証を発行していますが、今後は手続きをすれば障害者手帳を提示するだけで割引証を使わずに割引ができるようになりました。

手続^き社会福祉課障害福祉係で申請をして手帳にスタンプを押します。その後は有料道路を利用するときに入庫します。

現在、該当する身体・知的障害者の方に有料道路の割引証を発行していますが、今後は手続きをすれば障害者手帳を提示するだけで割引証を使わずに割引ができるようになりました。

申請時に必要な書類

- ①身体障害者手帳又は愛の手帳
- ②手帳に登録番号等の記載を受けようとする自動車の自動車検査証
- ③運転免許証(本人運転の場合)
- ④割賦・リース契約書(割賦購入・リース車両の場合)
- ⑤委任状(代理人申請の場合)

ETC利用申請に必要な書類

- ①対象障害者本人名義のETCカード(対象障害による適用を受けた本人以外の者の運転による割引の受け取れない場合は、その親権者または後見人名義のETCカードを含む)
- ②登録を受けようとする自動車に設置されているETC車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

問合せ社会福祉課障害福祉係

介護について

◆重度の知的障害のある介護が必要と認められた方。
◆東京都重度心身障害者手当
【対象】原則6歳以上65歳未満で、下肢または体幹にかかる障害が3級以上あるいは、補装具として車いすの交付を受けた内部障害者。
◆住宅家賃助成
身体障害者手帳1級・2級または愛の手帳1度・2度の上住所を有する方で、身体障害者は手帳3級以上(内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で歩行困難)の方及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一部を助成。
◆心身障害者自動車運転教習
助成事業
【対象】6歳以上65歳未満で、上肢・下肢または体幹機能にかかる障害が1級・2級の重度身体障害者の方がいて、市内に引き続き3年以上住所を有し、民間自動車改造費用助成事業が実施されています。また愛の手帳1度・2度の上住所を有する方で、身体障害者は手帳3級以上(内部障害の方は4級以上、下肢または体幹障害については5級以上で歩行困難)の方及び愛の手帳4度以上の方の運転免許取得に必要な経費の一部を助成。

◆重度の知的障害の介護について

◆重度の知的障害の介護について

介護人等派遣について

◆重度の知的障害の介護について

施設訓練等支援費について

◆重度の知的障害の介護について

そのほか

<p